

# 道路の拡幅を猶予する道に関する指定道路取扱基準

制定 7 西ま建第 106 号  
令和 7 年 7 月 3 日

## 第 1 総 則

- 1 本基準は、指定道路取扱基準（平成 30 年 8 月 15 日付 30 西都指第 156 号。以下「取扱基準」という。）第 3 章第 2 の 7 の規定により、道路の拡幅の猶予に関して建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路（以下「5 号道路」という。）の位置の指定並びに指定の変更及び取消し（以下「位置の指定等」という。）に係る手続について定めることを目的とする。
- 2 この基準で使用する用語の意義は、法、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）及び取扱基準で使用する用語の例による。

## 第 2 5 号道路の位置の指定等の基準

- 1 この基準において、5 号道路の位置の指定は、つぎの(1)から(6)までに該当する場合に行う。この場合において、位置の指定後から位置の指定に係る建築物の法第 6 条第 1 項（法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する確認（以下「確認」という。）までの間、当該建築物の敷地内における道路の拡幅を猶予することができる。
  - (1) 取扱基準第 3 章第 1 の 1 に該当すること。ただし、平成 29 年度以降において、道に関する協定が組まれた道を指定する場合はこの限りでない。
  - (2) この基準が適用されるに至った際において、その沿道に建築物が立ち並んでいる既存の道であること。
  - (3) 細則第 22 条第 2 項に規定する位置の指定の申請時に接続する道路（法第 42 条に規定する道路に限る。）から連続して幅員が 2.7 メートル以上の道であること。ただし、その道が位置の指定を求める道路に包含されているものに限る。
  - (4) 道路を指定することで、法第 43 条第 1 項本文の規定を満たす建築物の敷地が 2 以上できること。
  - (5) 位置の指定を求める道路の用に供する土地の部分が分筆されていること。ただし、分筆することができない場合は、これに代わる方法により位置の指定を求める道路の位置が明瞭となる措置が講じられていること。
  - (6) 令第 144 条の 4 第 1 項第 1 号の規定により袋路地状の道路とする場合は、細則第 22 条第 2 項に規定する位置の指定の申請前までに、非常用通路（位置の指定を求める道路から道路、通路、空地等に安全に通り返けられる施設をいう。以下同じ。）を設けなければならない。ただし、位置の指定を求める道路の延長が 35 メートル以下の場合において、市長が避難及び通行の安全上支障がないと認めたときは、この限りでない。

- 2 この基準において、5号道路の位置の指定の変更または取消しは、変更にあつては第2の1、取扱基準第3章第1の1及び2に、取消しにあつては取扱基準第3章第1の3にそれぞれ該当する場合に行う。この場合において、位置の指定の変更後から位置の指定の変更に係る建築物の確認までの間、当該建築物の敷地内における道路の拡幅を猶予することができる。

### 第3 5号道路の位置の指定等の申請

この基準において、5号道路の位置の指定等の申請に当たつての申請書の記載方法等及び細則第35号様式の記載方法については、取扱基準第3章第2に準じて行う。

### 第4 5号道路の位置の指定の変更又は取消しの協議

この基準において、5号道路の位置の指定の変更又は取消しの協議については、取扱基準第3章第2の6に準じて行う。

### 第5 5号道路の位置の指定等の効力の発生

この基準において、細則第22条第2項に規定する5号道路の位置の指定又は指定の変更は、つぎの(1)から(4)までを確認して行う。

- (1) 位置の指定を求める道路もしくは位置の指定の変更を求める道路の用に供する土地の部分が分筆されていること又はこれに代わる方法により位置の指定を求める道路の位置が明瞭となる措置が講じられていること。
- (2) 位置の指定又は指定の変更に係る建築物の所有者がそれぞれの建築物の確認の際、当該建築物の敷地内における道路の境界を側溝または縁石により明確にすることが細則第35号様式又はその他の図書で確認できること。
- (3) 位置の指定を求める道路または位置の指定の変更を求める道路が袋路地状の道路の場合は、非常用通路が設けられていること。ただし、第2の1(6)の規定により、非常用通路が必要ないと認められた場合はこの限りでない。
- (4) 取扱基準第3章第1の2及び3に該当すること。

### 附 則

この基準は、令和7年7月3日から施行する。